

令和8年度 臨時的任用職員（農業技師） 募集要項

職 務 内 容	県の一般行政職員として臨時的に雇用するものであり、以下の事務を担当していただきます。 ○ 普及担当（1名） ・ 野菜の技術，経営指導に関する業務 ・ 鳥獣害対策に関する業務 ・ その他農業普及に付随する業務 ※ 庁舎外での現地（主に阿久根市，出水市，長島町）での業務もあります。
募 集 人 員	1人
募 集 対 象	以下の条件を満たしている方 ・ 農業行政に携わった経験のある方 ・ 農業に関する資格を有している方 ・ 普通自動車免許を有する者（AT限定可） ・ パソコンの操作が可能な者（EXCEL, WORDの基本的操作） なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。 1 日本国籍を有しない者 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 3 鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 4 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
勤 務 時 間	1 勤務日等 月曜日から金曜日まで（祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く） 2 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時まで休憩時間） ※ 業務状況により所定勤務時間を超える勤務が生ずることがあります。 3 休暇 年次有給休暇，特別休暇
勤 務 地	鹿児島県出水市昭和町18-18 鹿児島県北薩地域振興局農林水産部農政普及課出水市駐在
任 用 期 間	令和8年9月1日から令和9年2月28日まで （勤務成績等によっては、令和9年3月31日まで延長の可能性あり） ※申し込みの時期によっては、令和8年10月1日からの採用になる場合があります。 （その場合、任用期間は令和9年3月31日までになります。）
給 与 支 払 日	原則として毎月21日
給 与 等	1 基本給 鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給 月額：197,900円～258,100円（職歴を考慮の上決定） 2 通勤手当 一定の要件を満たす場合、通勤距離に応じて支給 3 諸手当 超過勤務手当，休日給については、実績に応じて支給 期末手当，勤勉手当等の諸手当については、それぞれの支給要件に応じて支給

退職金制度	無
加入保険等	社会保険（健康保険：地方公務員共済組合，年金：厚生年金加入） 雇用保険は適用されません。 災害補償制度の適用あり。
住 宅	無
応募方法	- 提出書類（各 1 部） ・市販の履歴書（写真貼付，学歴及び職歴，志望動機を明記） ・職務経歴書 - 提出先 鹿児島県薩摩川内市神田町 1－22 鹿児島県北薩地域振興局農林水産部農林水産総務課（担当：寺地） - 提出方法 持参又は郵送にて提出してください。 - 応募期間 令和 8 年 8 月 31 日（月）午後 3 時まで（必着） ※ 応募期間にかかわらず，応募者が一定人数に達した場合，募集を締め切らせていただく場合がありますので，あらかじめ御了承ください。 - 面接 書類選考の上，順次，面接場所，日時等を連絡します。 - 採用・不採用の連絡 面接後，概ね 10 日以内に採用・不採用の結果を電話で連絡します。 - その他 選考の経過などについてのお問い合わせには応じられないものがありますので，あらかじめ御了承ください。
そ の 他	・ いただいた応募に関する個人の情報は，本募集・採用に関することにのみ使用し，応募の秘密については厳守します。 ・ 地方公務員法第 22 条の 3 に規定する臨時的任用職員として採用します。 ・ 原則，敷地内禁煙です。（喫煙は，特定の屋外喫煙場所でのみ可能です。）

< 提出先及びお問合せ先 >

〒 895-8503

鹿児島県薩摩川内市神田町 1－22

鹿児島県北薩地域振興局農林水産部農林水産総務課
（担当：寺地）

Tel 0996－25－5501